

環境について

みなさんもう一度真剣に考えてみませんか？

# Save The Kikuti River



## 「モ」

シモシカメヨシカメサ  
ンヨシセカイノウチデ  
オマエホド：「カメは

みなさんが知っている前述の歌の歌詞にもあるとおり、歩みがのろい動物の代表とされています。水中で生活しているので歩くのが苦手なのは当然と思いがすが、砂漠や森林など陸上生活をしている亀も歩いたり走ったりするのは得意ではありません。特にガラパゴスやマダガスカルにいるゾウガメなどはのろいようです。

熊本県内にいる亀の在来種はイシガメ・メクサガメ・スッポンですが、アカウミガメが時折天草の海岸に産卵のため上陸します。菊池川水域に昔からいるのはイシガメとスッポンですが、最近ではイシガメの姿をほとんど見なくなりましした。以前は鯉や鮒を釣っている時にたまにイシガメやスッポンを釣り上げることうがありました。また、菊池川や球磨川を舟で下っているとイシガメが岩の上にはい上がって甲羅干しをしている姿を良く見かけましたが最近ほとんど見かけません。

カメはヘビ、トカゲ、ワニなどと同じ爬虫類に属しますが、カメだけが甲羅があつて一風変わっています。恐竜なんかと同じジュラ紀(※1)の地層から化石が産出しますので、ずいぶん古い時

代に地球上に現れた生物と考えられます。恐竜やワニと一緒に進化してきたようですが、いつどのような進化の形態を辿つて甲羅が出来たのか謎とされています。

というのは、背骨と肋骨が甲羅(背甲)(腹甲)に変化したのには間違いありませんが、その過程の中間の化石がまったく見つからないからです。ある日突然ほとんど完成された甲羅が出来たという突然変異説がありますが、これはあまり説得力がありません。ですが、カメが生存競争には非常に不利とされながらも、一億数千万年もその形態を維持して生存してきたということは甲羅が護身に役立ったのだろうと思います。

しかし、近年は河岸や海岸がコンクリート化され亀の産卵場所が狭められてきたせいか個体数が減少しています。また、ペットとして持ち込まれた米国南部原産のアカミミガメが最近江津湖で野生化して繁殖し、在来種のイシガメやクサガメの生存を脅かしているようです。外来種のペットを逃がしたり捨てたりするのは、生態系の破壊になります。長い間地球上に生存してきた動物が地上から消えていくのは避けなければなりません。私たちは自然を壊さないように努力し、環境についてもっと関心を持つ必要があります。



▲平川満志氏(上板桶)が昨年九月浦部川で捕獲したイシガメの写真

※1ジュラ紀…中生代三畳紀と白亜紀の間で一億八千万〜一億三千万年前

# 水田農家の皆さんへ!

## 戸別所得補償制度モデル対策が4月からスタートします!

自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、簡単で分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策をセットで行います。

### ● 自給率向上事業(水田利活用自給力向上事業)

**交付単価(全国一律)** 「捨て作り」には交付されません。収穫、出荷を行うことが必要です

対象作物	単価(10アール当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米(米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(都道府県単位で対象作物及び単価を設定)	10,000円程度
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は、戦略作物※1同士の組み合わせが対象)	15,000円

※1戦略作物とは、麦、大豆、飼料作物、新規需要米、そば、なたね、加工用米です。

◎交付対象者は、交付対象作物を生産する農業者・集落営農組織で、米の生産数量目標の達成に関わらず助成。調整水田等の不作付地は助成対象外。

### ● 米のモデル事業(米戸別所得補償モデル事業)

**交付単価(全国一律)** 主食用米(酒造好適米、種子用米を含む)への助成です。

定額部分(10アール当たり)	15,000円 当年産米の販売価格いかんに関わらず交付
変動部分(10アール当たり)	22年産米の販売価格が、過去3年間の平均販売価格を下回った場合に、その差額を基に算定

◎交付対象者は、「生産数量目標の範囲内」で主食用米を生産した販売農家・集落営農のうち、水稻共済への加入者または21年度での出荷・販売実績がある人。

◎交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家用米等分として一律10アールを差し引いた面積。

### ● 加入申し込み・支払時期

交付金を受けるためには、加入申請書、交付申請書等の提出が必要になります。交付金は、国から農業者が指定した口座に直接支払います。

加入申し込みは4月～6月、交付金の支払いは、12月～翌年3月になります。

問い合わせ先 九州農政局消費・安全部地域第四課 (☎ 0968・25・2137)  
九州農政局山鹿統計・情報センター (☎ 0968・44・5550)  
または、最寄りの水田農業推進協議会(JA、市町村)までご連絡下さい。